

決算議案に対する附帯決議

	項 目	意見・提言など（議会として市長に回答を求める）
総務委員会	消防団運営経費	①消防団の必要性に鑑み、新たな団員を確保するためにも、団員の報酬及び費用弁償の増額を検討し、処遇改善を図ること。 ②活動内容を精査することで団員の負担軽減を図り、若い世代が入団しやすい環境をつくるとともに魅力ある消防団にしていくこと。 ③分団本部の運営に対する財政面を含めた支援を検討すること。 ④支団ごとに異なる活動内容や訓練内容等の情報を共有するためにも、支団間等の情報交換、意見交換及び交流を図るための機会を設けること。 ⑤今後の消防団の運営方法、活動内容等のあり方については、他自治体の状況を参考にしながら検討すること。
文教福祉委員会	民生委員・児童委員経費	①委員の年齢要件を現在の65歳未満から70歳未満に引き上げるなど、要件緩和を図り、なり手確保に最大限努めること。 ②複数区を受け持つ民生委員・児童委員が多く、担当する世帯数が多い状況を改善するとともに、その職務や活動内容を明確にするなどして、委員の負担軽減を図ること。 ③活動費補助金は、合併後一度も見直しをしていないため、その額が適正かどうかの検討を行うこと。 ④なり手不足の現状を踏まえ、民生委員・児童委員の役割や活動内容について、市民の理解が深まるように周知徹底を図ること。
	児童クラブ運営・整備の充実	①待機児童の解消に向けて、嘱託職員の指導員の確保を図るため、随時募集を行うなど希望者が応募しやすい募集方法を検討すること。さらに、従来からの日々雇用職員や有償ボランティアの指導員については、嘱託化を促し、各校区の放課後児童クラブにおいて、少なくとも1人は嘱託職員の指導員を配置するよう努めること。 ②日々雇用職員や有償ボランティアの指導員の配置時間の平準化を図り、開設しているどの時間帯においても、安定的に児童の受け入れができるよう、指導員の確保を図ること。 ③児童1人当たりのクラブ室の面積を確保するための環境整備を急ぐこと。
経済産業委員会	諸富家具団体等支援事業	①家具のまち“諸富町”としてのイメージアップを図るために、諸富家具振興協同組合、企業及び地域が一体となったまちぐるみでの取り組みについて、多様な振興策を積極的に講ずること。 ②諸富家具ブランドを守り続け、かつ、さらなるブランド化を推進するため、2011年に憲章を制定するなど、積極的な取り組みを行っている諸富家具振興協同組合とのより一層の連携強化を図ること。 ③グッドデザイン賞を受賞するなど、諸富家具が優秀な製品をつくり出していることを市民へ積極的にPRすること。また、さらに優秀な製品や技術者が生まれ、ほかの産地との差別化が図られるよう、市として支援を強化すること。 ④国内外の販路拡大に向け、市としてさらなる支援を行うこと。 ⑤家具産業の大型集積地である大川市と行政間の情報交換を行うなど、家具の振興について新たな連携を検討すること。
建設環境委員会	再生可能エネルギー利用促進事業 (洞鳴の滝小水力発電活用事業)	①小水力発電施設を地域活性化の拠点施設として位置づけるには、産業振興や地域振興の観点からその活用方法の検討が必要であるため、よりふさわしい部署に所管がえを行うこと。 ②地元住民の意向を十分に踏まえた上で、事業目的を明確にするとともに、地域の特性を生かしたさまざまな活用策についての協議・検討を行うなど、事業の整備を急ぐこと。 ③施設の管理運営にかかわる地元住民の負担を極力軽減するように努め、地元住民が参画しやすい事業環境を整えること。

『決算議案に対する附帯決議』に回答を求める！

この附帯決議の意義は？

決算審査の充実

決算議案については、議会がこれを不認定（否決）にしたとしても、制裁的な法規定がなく、決算審査が形骸化していると言われるゆえんもなっています。

このため、佐賀市議会では決算審査を充実させる目的で平成26年度まで試行実施してきた事務評価の経験を生かし、平成27年度から附帯決議による市長への意思表示を行うことにしました。



市長へ附帯決議を提出 9月30日
（左：秀島市長、右：福井議長）

議会意思の予算等への反映

附帯決議では、今後の予算やその執行（事業運営等）への議会意思の反映を求めています。

反映するかどうかは、市長が判断することになりますが、市長・市当局に緊張感をもった適正な予算措置やその執行を促す効果が期待できます。

決算審査の『見える化』

決算審査の内容は、会議録により知ることができますが、一般には非常にわかりにくいものです。

このため、決算議案に対し議会が何を問題にし、それを市長にどう伝えその結果がどうであったかまでを、議会だよりやホームページ等を通じて市民のみなさんへお知らせし、決算審査の見える化を図ります。

市長の回答は？

一般に附帯決議は、議案の議決結果等とともに市長に送付されるだけですが、佐賀市議会では、今回の附帯決議に当たって、市長に対し、その処理方針等についての回答を求めました。

回答は、当初予算を審議する来年の3月定例会前の2月頃になる予定です。

なお、回答内容については、前述のとおり議会だよりやホームページ等で市民のみなさんへお知らせします。

附帯決議って？

市長（執行機関）から提案された予算や条例などの議案に対して、その執行に当たっての議会としての要望や意見等をあらわすものです。法的な拘束力はありませんが、市長は、この要望や意見等を尊重する政治的・道義的な責任を負います。

佐賀市議会 11月定例会のお知らせ

11月30日（水）午前10時開会（予定）

※日程等については、定例会開会日に正式に決定し、ホームページでお知らせしています。

※市内外のどなたでも傍聴することが出来ます。また、車椅子でも傍聴できますし、補聴器の準備もしています。

※委員会の傍聴も出来ますので、ぜひおいでください。